

スポーツ団体に対する補助金交付事業について

1 浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金（部活動地域展開推進事業）新規

（1）目的

浜松市地域クラブ認定要綱に基づく「はまクル認定クラブ」の活動を支援することにより、市内中学生のスポーツ及び文化芸術活動の持続的な活動環境を構築する。

（2）事業内容

- ・対 象 はまクル認定クラブ
- ・補助額 ①補助単価と②補助金算定額を比較し、低い方の額を補助基準額とし
補助割合は補助対象経費の 1/2 以内の額を上限とする
- ・事業費 令和 8 年度当初予算：46,820 千円（財源：国補助 15,606 千円）
- ・補助対象経費 別紙のとおり



はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金制度の手引き（案）抜粋

2 補助金額の算出方法 ④【ポイント2】

「補助金」というものは、事業実施にかかる対象経費のうち、受益者負担（参加費、入会費）等で賄いきれない分を国や市が補助する制度で、クラブが自由に使えるお金ではありません。

以下、補助金の算出方法について説明します。

①『補助単価』

参加する生徒数（公的支援の対象となる中学生のみ）、配置する指導者数及び活動回数に応じて、「補助単価」を設定しています。（【資料1】【資料2】を参照）

なお、補助金の対象期間は、国への報告準備等の理由から、次のように設定します。

令和8年度（初年度特別措置）	9月から2月（最大6か月間）
令和9年度以降	4月から2月（最大11か月間）

【資料1】令和8年度の補助単価一覧（9月～2月までの最大6か月分）

※参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均で算出する（小数点以下は切り上げ）。

単位：円

No.	区分	月4回程度活動		月3回程度活動		月2回程度活動		月1回程度活動	
1	参加生徒数27人以上で指導者を3人以上配置	スポーツ	336,000	スポーツ	275,000	スポーツ	213,000	スポーツ	152,000
		文化	345,000	文化	284,000	文化	223,000	文化	161,000
2	参加生徒数13人～26人で指導者を2人配置	スポーツ	288,000	スポーツ	237,000	スポーツ	186,000	スポーツ	136,000
		文化	298,000	文化	247,000	文化	196,000	文化	145,000
3	参加生徒数5人～12人で指導者を2人配置	スポーツ	211,000	スポーツ	178,000	スポーツ	145,000	スポーツ	112,000
		文化	221,000	文化	188,000	文化	155,000	文化	122,000

【資料2】令和9年度以降の補助単価一覧（4月～2月までの最大11か月分）

※参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均で算出する（小数点以下は切り上げ）。

単位：円

		月4回程度活動		月3回程度活動		月2回程度活動		月1回程度活動	
1	参加生徒数27人以上で指導者を3人以上配置	スポーツ	616,000	スポーツ	504,000	スポーツ	391,000	スポーツ	279,000
		文化	633,000	文化	521,000	文化	408,000	文化	296,000
2	参加生徒数13人～26人で指導者を2人配置	スポーツ	528,000	スポーツ	435,000	スポーツ	341,000	スポーツ	249,000
		文化	546,000	文化	452,000	文化	360,000	文化	266,000
3	参加生徒数5人～12人で指導者を2人配置	スポーツ	387,000	スポーツ	326,000	スポーツ	265,000	スポーツ	205,000
		文化	406,000	文化	345,000	文化	285,000	文化	245,000

②『補助金算定額』

「補助対象経費」＝A

※休日の活動実施に要した費用のうち、p5【資料3】で対象経費として示されているもの

「参加費等の収入」＝B

※月会費や入会金などの受益者負担（地域・企業等の寄付、協賛金等の収入は算定外）

計算例） 毎月参加生徒数の平均×参加費×最大6か月分

※参加生徒及び指導者の保険料については、今年度のみ対象外経費とする

A－B＝「補助金算定額」＝C

はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金制度の手引き（案）抜粋

③補助割合

前提として、②の算定の前に補助対象経費のうち、市が補助する割合は1/2以内の額を上限とし、残りの経費については、はまクル認定クラブが負担することになります。

④補助基準額の決定

①『補助単価』と②『補助金算定額』を比較し、低い方の額をクラブへ支援する補助基準額と決定します。（1,000円未満は切り捨て）

補助基準額 算出シミュレーション

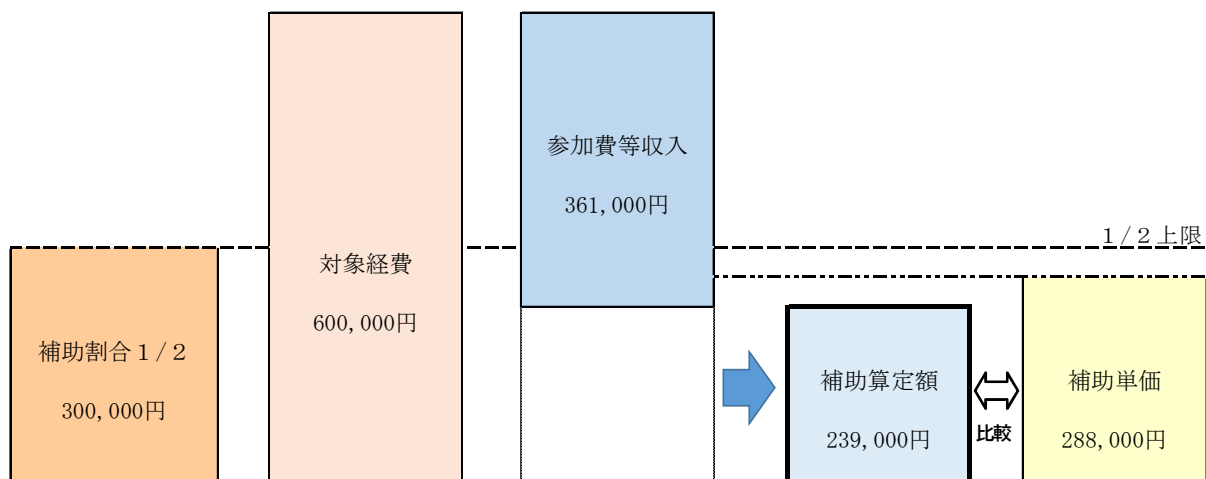
【補助単価（1クラブ活動当たり年額）】

<令和8年度> ※9月～2月までの6か月分とした補助単価

※参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均で算出する（小数点以下は切り上げ）。

単位：円

No.	区分	月4回程度活動		月3回程度活動		月2回程度活動		月1回程度活動	
1	参加生徒数27人以上で指導者を3人以上配置	スポーツ	336,000	スポーツ	275,000	スポーツ	213,000	スポーツ	152,000
		文化	345,000	文化	284,000	文化	223,000	文化	161,000
2	参加生徒数13人～26人で指導者を2人配置	スポーツ	288,000	スポーツ	237,000	スポーツ	186,000	スポーツ	136,000
		文化	298,000	文化	247,000	文化	196,000	文化	145,000
3	参加生徒数5人～12人で指導者を2人配置	スポーツ	211,000	スポーツ	178,000	スポーツ	145,000	スポーツ	112,000
		文化	221,000	文化	188,000	文化	155,000	文化	122,000



③補助割合（上限） 補助対象経費（A）－ 参加費等収入（B）＝ ②補助算定額（C） ①補助単価

例）スポーツ系地域クラブ・参加生徒数20人・指導者2名・月4回程度活動の場合

- ①『補助単価』 288,000円
 A『補助対象経費』 600,000円
 B「参加費等の収入」 361,000円
 A－B ②『補助金算定額』 239,000円＝C ※千円未満切り捨て
 ③『補助割合』 （上限）300,000円 Aの1/2

補助基準額 239,000円（1,000円未満は切り捨て）

はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金制度の手引き（案）抜粋

【資料3】 補助金の対象経費一覧

		対象経費	対象経費の例	対象外経費	必要となる証憑資料
1	諸謝金	外部有識者や指導者等に対して払う謝礼	・指導者謝金 ・運営スタッフ謝金 ・指導補助(見守り)ボランティア等謝金	・菓子折り ・金券 ・商品券	☐ 謝金単価表(単価設定の理由が分かる書類) ☐ 依頼したことを示す書類(依頼書) ☐ 実施したことを示す書類(業務月報) ☐ 支払いを証明できる書類(領収書等)
2	旅費	指導者等の交通費 (原則、公共交通機関に限る) 事業の実施に必要な旅費 (地方公共団体の旅費規程、もしくは国家公務員等の旅費に関する法律を準用)	・指導者、スタッフ、ボランティアの交通費 ・会議・研修参加のための出張旅費	・参加者の交通費(乗車賃や自家用車のガソリン代等の補助など) ・外国旅費 ・タクシーまたはレンタカーに係る旅費(公共機関が整備されていない・使用できない特別な場合は除く)	☐ 出張命令や依頼文、大会要項等 ☐ 経路・金額が分かる書類 ☐ 支払いを証明できる書類
3	借料及び損料	一時的に借り上げる物品、施設、バス等の使用料	・体育施設等、用具保管場所の借上料 ・機材・備品のレンタル料 ・貸切バス等のレンタル料	・中学生、指導者以外に係る借用料 ・補助対象期間外のレンタル料金等	☐ 見積書 ☐ 請求書 ☐ 支払証明書類または領収書 ※発注書(控)または申込書(控)または契約書(写し) ☐ リース・レンタルに関する理由書(パソコンや複合機等の汎用性が高い製品をリースする場合、本事業への占有を証明する理由書が必要です。) ☐ 大会・会議等を実施したことが分かる書類一式(開催通知・要項、参加者・出席者名簿等) ※バス借り上げの際の用件、行先、経路等を確認できる書類
4	消耗品費	事務用消耗品、参加者が共用するスポーツ用品・用具等、事業を行うために必要な物品であって備品でないもの	・コピー用紙やファイル、筆記用具など文房具 ・野球のボールなど参加者が共用するスポーツ用品・用具等 ・救急用品等(熱中症対策用飲料含む)	・参加者等が個人で所有し、使用するもの(ユニフォーム等は団体が所有し、貸与するものであれば可) ・明確に使用状況が区分できないもの	☐ 見積書 ☐ 請求書 ☐ 支払いを証明できる書類(レシートなど購入品の詳細が分かるもの) ※明確に使用状況が区分できないものは補助対象外です。
6	印刷製本費	印刷物・製本物の作成費	・認定クラブ説明資料の印刷費 ・保護者向け案内チラシの印刷	今年度使い切る量を上回る部数の場合(デザイン料は雑役務費)	☐ 見積書 ☐ 請求書 ☐ 支払いを証明できる書類 ※仕様書、発注書(控)、納品書、使用(配布)状況が分かる資料
7	通信運搬費	事業に必要な郵送料、運送代、通信・電話料に関する経費(携帯電話は団体が契約するもの、切手は本事業で使用する最低限な枚数)	・郵送料(切手、宅配料) ・団体が契約する携帯電話使用料・インターネット接続料	・個人名義の携帯電話使用料 ・補助事業期間内に使用予定がない大量の切手の購入	☐ 見積書 ☐ 請求書 ☐ 支払いを証明できる書類 ※郵送報告書、受払簿、切手を購入する場合、本事業を行うために必要な最小限の枚数とし、受払簿等で適切に管理してください。 ※切手を購入する場合、本事業を行うために必要な最小限の枚数とし、受払簿等で適切に管理してください。
8	雑役務費	事業の目的を達成するために付随して必要になる軽微な請負業務、振込手数料、著作権使用料、地域クラブ向けアプリ使用料等	・金融機関等の振込手数料 ・部活動認定地域クラブ向けアプリ使用料 ・HP作成、管理料 ・資格登録料		☐ 振込手数料(内容と金額がわかる資料 ※振込明細書など) ☐ システム使用料(見積書・請求書・支払いを証明できる書類) ☐ 資格登録料等(見積書・請求書・支払いを証明できる書類、登録証・定証(写)) ☐ HP作成<請負業務>(見積書・契約書・仕様書・請求書・支払証明書類・完了報告書・団体の検収)
9	保険料	指導者や参加する生徒、運営団体等の保険料	・指導者、クラブ員スポーツ保険料 ・指導者賠償責任保険料 (今年度については対象期間から外れるため、全額対象外経費となります)	・中学生・指導者以外の保険料 ・参加者から保険料を徴収した保険料	☐ 見積書 ☐ 請求書 ☐ 支払いを証明できる書類 ☐ 申込書
10	備品費	事業を行うために必要な物品(1年以上継続して使用でき、5万円以上のもの)の購入	・スポーツ用具等備品(共用で使用するもの) ・認定クラブに必要な器具類	・事業の目的を超えて広範に利用され得る備品 ・個人所有のスポーツ用具等備品 ・高額な備品は留意	☐ 見積書 ☐ 納品書 ☐ 請求書 ☐ 支払証明書類または領収書 ※発注書(控)または契約書(写し) インターネットやメール等により注文を行い、発注書を取っていない場合には、発注書に代わるもの(電子媒体等の印字したもの)を用意してください。
※施設整備費(施設や備品の修繕等)は対象外経費とする ※人件費の区分については、雇用契約を結ぶクラブに対し、別途対応する					